

## 祝園駅前東西連絡通路自家用電気工作物保安管理業務委託 仕様書

- |        |                            |
|--------|----------------------------|
| 業務委託名  | 祝園駅前東西連絡通路自家用電気工作物保安管理業務委託 |
| 業務場所   | 祝園駅前東西連絡通路                 |
| 業務委託期間 | 令和8年7月1日から令和13年6月30日まで     |
- 
- |         |  |
|---------|--|
| 1. 業務概要 | <ul style="list-style-type: none"><li>①各公共機関への申請業務</li><li>②日常（隔月）・定期（年1回）点検</li><li>③緊急時（警報・停電時）における点検業務</li><li>④その他業務に必要な点検及び申請業務</li></ul>   |
| 2. 業務内容 | <ul style="list-style-type: none"><li>①経済産業省への申請書類の作成及び申請<ul style="list-style-type: none"><li>1.保安規定</li><li>2.保安管理業務外部委託承認申請</li><li>3.委託契約の相手方の執務に関する説明書<br/>(主任技術者が常時勤務する事業場又は住居からの距離、利用する交通機関、所要時間、連絡方法及び兼任先で執務する日数及び時間、主任技術者不在中に発生する事故の場合に取るべき措置等についての書類提出等)</li></ul></li><li>②日常・定期・臨時点検業務及び報告書の作成（1部）提出</li><li>③契約期間終了時に主任技術者解除届書の作成及び申請</li></ul> |
| 3. 資格   | 電気事業法施行規則第52条の2において経済産業大臣が指定する法人であるか、または、電気事業法施行規則第52条の2の要件に該当すること。  |
| 4. 提出書類 | 点検報告書（必要の都度とし、1部（建設課提出、完成届）、その他担当職員の指示による。）  |
| 5. 支払い  | 委託料の支払いは3月ごととし、契約額の60分の3を支払うものとする。   |
| 6. 留意事項 | <ul style="list-style-type: none"><li>①作業の実施に際し、人畜及び受託施設及びその他の施設に損傷を与えた場合は、受託者の責任において速やかに補償及び補修を行うこと。</li><li>②通路における、工事及び修繕業務が行なわれている場合があるため、担当職員と調整をすること。</li></ul>  |

③不良箇所を発見した場合は、担当職員に報告すること。  
なお、緊急を要すると判断される場合、現場の安全確保を優先実施し、報告は文書にて行うこと。

#### 7. 事業場名等

事業場名	祝園駅前東西連絡通路
所在地	相楽郡精華町大字祝園小字長塚 1 2 - 1
設備容量	125kVA 6600V

設備概要については、別添の単線結線図を参照

#### 8. 資格要件

- ①電気主任技術者免状取得
- ②電気工作物の工事、維持または運用に関する実務経験
- ③次にあげる機械器具の所有
  - a .絶縁抵抗計 b .電流計 c .電圧計 d .低圧検電器 e .高圧検電器
  - f .接地抵抗計 g .継電器試験装置

#### 9. その他

- ①本契約は長期継続契約である。履行期間中に本契約に関する歳出予算が減額又は削除された場合、本町は本契約を解除することが出来る。この場合において、必要な事項は契約の当事者間において協議し定めるものとする。
- ②該当契約を履行するための個人情報の保護に関しては個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。)その他の個人情報の保護に関する法令を遵守すること。

以上